

## 文書通信交通滞在費自主公開ルール（案）

文書通信交通滞在費は、その根拠となる歳費法<sup>i</sup>には用途の明確な規定はなく、歴史的経緯と慣例から通信や滞在の直接経費のみならず、議員個人の政治活動一般の経費を実費弁償するために支給されているものと理解できる<sup>ii</sup>。

しかしながら、現行では用途の公開が義務付けられておらず、そのルールも確立していない。維新の党は、議員自らが個人の議員活動のために支出した文書通信交通滞在費の用途について、国民への説明責任を果たすため、他党に先駆けて自主ルールによる公開に踏み込むことにした。

公開にあたり、政治団体の収支報告書の支出項目を基に支出項目を分類した党独自の文書通信交通滞在費用途報告書を作成する。用途報告書に記載できる経費は、明らかに文書通信交通滞在費の支出にふさわしいものとし、その範囲は内規によって別途定めこととする。選挙活動経費、交際費は支出できないものとする。

用途報告書に記載しなかった分については、議員本人が代表を務める国会議員関係政治団体への繰り入れできるものとする。その用途は、政治資金規正法において規定されている最も厳しい公開基準に則って公開する<sup>iii</sup>。

文書通信交通滞在費用途報告書の公開は、毎月党のホームページ上で行うこととし、領収書の開示は政治資金規正法の開示手順に則り、開示請求があった場合、党本部にて全ての領収書の閲覧ができるようにする。

用途報告書は、文書通信交通滞在費が支払われた月の翌々月末にまとめて100万円分について作成する。最初の公開は2014年10月支給分について12月に行う予定である。

---

<sup>i</sup> 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第9条

<sup>ii</sup> 議院運営委員会庶務小委員会（平成5年1月21日）において、与謝野小委員長が「従来の文書通信交通に要する経費のほかに、東京滞在に係る経費、議員活動事務所の経費、国会活動報告等の経費を加えることに合意を見た」と見解を示している。

<sup>iii</sup> 国会議員政治団体の収支報告書は、1万円超の領収書の写しの添付と登録政治資金監査人による監査、全ての領収書の保管が義務づけられており、開示請求により全ての領収書は公開される。